

令和6年11月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	石倉 (石倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月2日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

圃場整備事業が昭和62年から平成5年にかけて行われ、農業生産を行う基盤はある程度整備されている。地域的には姫路市の中心部から車で20分程度で来ることができ、また自動車専用道路のランプがあるなど、交通の便が非常に良い地域である。このため海岸部の工業地帯、市内中心部への交通の便がよいこともあり、農業従事者は少なく、集落営農組織、認定農業者が中間管理機構を利用しての作業受委託や使用貸借等により、水稻・麦の栽培を行っている。高齢化が進むなか、この状態をいかに維持していくのが課題である。
主な作物:水稻、麦、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農組織による水稻・麦による土地利用型農業の技術力の向上を図り、収量アップ、高品質化を目指すなどを行い、集落営農を維持発展させるとともに集落営農が近隣の農事組合と連携し、筍の収穫、加工からでる廃棄物を農業生産へ活用したり、地域資源を活用し人の交流の活性化を図るなど新たな取り組みを模索していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

石倉地区まちづくり協議会が作成した石倉地区土地利用計画にて、農業区域とした農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後新たな不在地主、耕作ができない者が出てきた場合は農地中間管理機構の利用方法を周知していきその活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備をおこなってから、歳月が経過しており、農業施設の老朽化や区画面積が大型農機に適応していないなどの問題が生じている。そのため機構関連圃場整備を行うことが望ましいが、その意識の共有には、時間がかかるため、当面は、多面的機能支払交付金を利用し、農業インフラの維持管理を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域に定着を希望する新たな認定農業者があれば、集落営農組織及び既存の認定農業者含めた地域の協力を受けながら受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地所有者の理解が得られた場合や経済的合理性がある場合には、導入、検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	✓	⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①地域全域の山裾に柵を設けており、適宜補修しながら対策している。今後完全に包囲したい。
③田植え、農薬散布等へのドローン活用を検討する。
⑦担い手が耕作できない小規模な農地等の管理については、多面的機能支払交付金による管理を検討する。
⑩農地所有者の相続発生時においては、相続者への農地中間管理機構の制度の説明を行い、制度の活用 の継続や新たな設定を行っていきたい。